

障害者差別禁止法の骨格提言から見た今後の県の取組について

1 県の責務

(1) 国の基本的責務

○差別防止に向けた調査・啓発等の取組、不均等待遇や合理的配慮に関するガイドラインの作成と周知、差別事案が発生した場合の円滑な解決の仕組みの実施状況の検証と受理事案の概要の公表、関係機関の連携の確保、関係機関の職員等に対する研修及び人材育成の実施（骨格提言）

(2) 地方公共団体の責務

○国の基本的責務等に関し、国の立場においてのみ対応可能な事項を除き、差別のない地域社会を作る主体として積極的に努めることが求められる（骨格提言）

⇒【県の取組】国のガイドラインの内容の周知等により差別禁止に関する県民への意識啓発を図る、県関係部局・市町村・関係団体との連携による差別防止の推進

2 県の実施すべき取組

(1) 不均等待遇の禁止及び合理的配慮の提供について

「不均等待遇が行われていないか」、「合理的配慮の提供が行われているか」県政の各分野において検証する必要*

*例外とされる場合 不均等待遇：当該取扱いが客観的に見て、正当な目的のもとに行われたものであり、かつ、その目的に照らしてやむを得ないと認められる場合
合理的配慮の不提供：過度な負担（経済的・財政的なコスト、業務遂行に及ぼす影響）が生じる場合

不均等待遇の禁止及び合理的配慮の提供に関し検証すべき項目の例	
公共的施設 交通機関	○県の設置する公の施設において、不均等待遇が行われていないか、合理的配慮の提供が十分に行われているか。 不均等待遇の例：障害又は障害に関連する事由を理由とする利用の拒否、利用の制限、利用に条件を付けること、その他異なる取扱いをすること 合理的配慮の例：移動において物理的障壁を除去すること、人的支援を提供すること、接遇において障害特性に配慮した対応をすること、設置してある設備の利用が障害者にも可能になるような手段を提供すること、危険を回避して安全に利用できるよう対策を講じること、施設の利用に必要な情報を容易に理解したり受け取れるようにするための手段を提供すること等
情報・ コミュニケーション	○県の実施する情報提供について、合理的配慮の提供が十分に行われているか。 一般県民への情報提供：広報あいち、県のホームページ等において障害特性にマッチした代替的な情報伝達技術の整備等（テレビの字幕付放送、出版物のQRコード、出版物のテキストデータを配布し、障害者が文字の読み上げソフトを利用できるようにする等） 特定の者への情報提供：障害者が事業の構成員としての役割を果たせるよう、様々な手段を検討して障害の特性に応じた情報提供及びコミュニケーションのための配慮をすることが必要。例：手話通訳、要約筆記、ノートテイク、筆談、知的障害者や発達障害者の特性を配慮した通訳者の立会いなどを含む対応、ゆっくり話すなど理解力に配慮した十分な時間の確保、点字文書、振り仮名付きの文書等
商品・役務・ 不動産	○住宅の入居の募集、利用契約やその継続に関して不均等待遇が行われていないか、合理的配慮の提供が十分に行われているか。
教 育	○以下の提言内容について、文部科学省の動向を踏まえつつ対応を検討 ・小中学校への入学、転学において、障害者又は保護者が特別支援学校への入学を求める場合を除き、障害を理由とする入学等を拒否することは、不均等待遇に当たる。 ・合理的配慮として、障害者が授業や課外活動等の教育活動に完全に参加するために教育方法や内容を変更したり、調整したりすることが求められる。（例：障害特性に適応した情報伝達手段を用いた授業、障害特性に適応できる態様の授業、障害特性に応じて利用可能な形態の教科書、教材の提供、介助等を含む必要な人員の配置） ・高校、大学又は大学院の入試や定期試験において、障害の特性に配慮した試験方法等を用いて、適正に学力判定ができるような配慮が必要
政 治 参 加	○県の実施する選挙において合理的配慮の提供が十分に行われているか。 ・投票の機会：政権放送における手話通訳・字幕の付与、選挙情報の提供（点字版・テキスト版・音声テープ版の選挙公報の整備等）、投票所のバリアフリー、投票方法（知的障害者や発達障害者等に分かりやすい投票用紙の様式）等 ・入院・入所中の投票の機会：投票所への移動の支援等
司 法 手 続	○捜査段階の諸手続きにおいて、刑事訴訟法で被疑者に認められた防禦権が障害のない者と同様に保障されるための合理的配慮の提供が十分に行われているか。

(2) 紛争解決の仕組みの体制整備について

○相談及び調整を行う機関（骨格提言）

障害者にとって身近であり、かつ障害者に寄り添えるような存在であること。

具体的な既存組織の例：市町村基幹相談支援センター、都道府県の設置する広域相談支援センター等

○調停等を行う機関（骨格提言）

調停等の機能を果たすものとして、少なくとも都道府県ごとに障害者の権利擁護につき専門的な資質を備えた専門家を含む中立・公平な機関が必要

具体的な既存組織の例：障害者施策審議会（障害者基本法に基づいて都道府県が設置する審議会その他の合議制の機関）、都道府県により障害者の権利擁護を図るために設置された委員会等

⇒【県の取組】紛争を迅速かつ的確に解決するための調停機関等の体制整備に向けた検討、市町村や関係機関との連携体制の確保等